

よりよい職場づくりを目指して

-労働組合の活用-

一歳未満の子を養育するため
育児休業をする被保険者。(但
し、育児休業開始前(年間)、
通常の就労を行っていた期間が
十二ヶ月以上あること)
※対象となる育児休業期間には
産後休業期間(八週間)は含
まない。

支給額

①育児休業基本給付金
休業開始前の賃金月額×○
△(月単位で支給)

②育児休業者職場復帰給付金
休業開始前の賃金月額×五
△支給対象となった月数
(復帰後、六ヶ月経過した時
まで支給)

（例）休業開始前の賃金が
二〇万円の人が二〇カ月育
児休業した場合
①各月について四万円(二
〇万円×二〇%)が支給
②二〇万円(二〇万円×五
%×二〇カ月)が支給

③育児休業期間中は、社会保険
(健康保険、厚生年金保険、
医療保険)

申請手続きについては、各施

設単位でまとめて、管轄公共職

業安定所に申請することで、本

社と確認書を取り交わしていま

す。

申請手続き

育児休業開始

育児休業終了

支給単位期間

6ヶ月

育児休業基本給付金

各支給単位期間につき休業

開始前の賃金の20%相当額

×育児休業基本給付金の対象月数

育児休業給付の支給について

日赤年金の保険料の本人負
担分は免除されます。
また、これまで看護婦のみ
に支給されていた日赤の育児
休業給(雇用・健康保険、厚
生年金、日赤年金の自己負担
相当)は、四月から支給され
ません。

申請手続きについては、各施

設単位でまとめて、管轄公共職

業安定所に申請することで、本

社と確認書を取り交わしていま

す。

支給額

支給単位期間

6ヶ月

育児休業基本給付金

各支給単位期間につき休業

開始前の賃金の20%相当額

×育児休業基本給付金の対象月数

支給額

支給単位期間

6ヶ月

育児休業基本給付金